

大蔵委員會議録第三十九号

昭和二十七年三月二十六日(水曜日)

午前十一時八分開議

出席委員

委員長代理 理事奥村又十郎君

理事小山 長規君 理事佐久間 徹君

理事内藤 友明君

浅香 忠雄君

清水 逸平君 吉米地英俊君

夏堀源三郎君 三宅 則義君

宮原幸三郎君 武藤 嘉一君

松尾トシ子君 深澤 義守君

久保田鶴松君

出席政府委員

大蔵政務次官 西村 直巳君

大蔵事務官 (主税局長) 平田敏一郎君

委員外の出席者

大蔵技官(主税局 税関部鑑査課長) 木谷 忠義君

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

三月二十六日

委員庄司一郎君、中馬辰猪君及び高間松吉君辭任につき、その補欠として島村一郎君、大上司君及び吉米地英俊君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件

關稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五三三號)

国有財産特別措置法案(内閣提出第五九號)

租稅特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇號)

資産再評價法の一部を改正する法律

案(内閣提出第七一號)

通行稅法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二號)

災害被害者に対する租稅の減免、徵收猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七三號)

信用金庫法の一部を改正する法律案(佐藤重遠君外十七名提出、衆法第一四號)

國家公務員共済組合法の一部を改正する、法律案(内閣提出第一〇四號)

當せん金附証票法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇五號)

○農林委員會代理 これより會議を開きます。

去る二十四日付託に相なりました國家公務員共済組合法の一部を改正する法律案、及び當せん金附証票法の一部を改正する法律案の兩案を一括議題といたしまして、政府當局より提案趣旨の説明を聴取いたします。西村大蔵政務次官。

國家公務員共済組合法の一部を改正する法律案

國家公務員共済組合法の一部を改正する法律

第三章 雑則

目次中「第七章 雑則」を「第八章 雑則」に改める。

第二章 第二項第七号中「營林局(營林署を含む。)」を「林野庁」に改める。

第七号中「施設を」の下に「無償で」を加える。

第二十四条の二の次に次の一条を加える。

(支拂未済の給付の受給者の特例)

第二十四条の三 第十七条各号に掲げる遺族給付以外の給付を受ける権利を有する組合員又は組合員であつた者が死亡した場合において、その者がその支拂を受くべき給付でその者がその支拂を受けなかつたものがあるときは、第二十一条から前条までの規定に準じてこれをその遺族に支給する。

2 遺族給付を受ける権利を有する組合員であつた者の遺族が当該權利を失つた場合において、当該遺族が支給を受けることができた給付で当該遺族が支拂を受けなかつたものがあるときは、第二十一条から前条までの規定に準じて、これを当該遺族以外の当該組合員であつた者の遺族に支給する。

第三十一条第四号を次のように改める。

四 組合は、療養の給付をすることが困難であると認めるとき、又は組合員が緊急その他やむを得ない事情により前各号に規定する医療機関以外の医師、歯科医師、薬剤師又はその他の医療機関から診療又は手当を受けた場合において、組合が必要と認めるときは、厚生大臣の定める基準の範囲内で、その費用をその組合員に支拂うことができる。但し、組合員は、厚生大臣の定める基準による初診料に相当する金額については、その支拂を受けることができない。

第三十三条中「療養を受けたときは、」を「療養を受け、緊急その他やむを得ない事情によりその費用を直接保険医又は保険薬剤師に支拂つた場合において、組合が必要と認めるときは、」に改める。

第三十六条第一項中「二百円」を「四百円」に改める。

第三十七条第一項中「四千円」を「六千円」に改める。

第五十五条に次の一項を加える。

6 第三項若しくは第四項又は前項において準用する第三十四条第二項の場合において、傷病手当金の支給期間中に療養の給付又は療養費の支給期間が経過したときは、当該傷病手当金の支給期間は、これらの規定にかかわらず、当該傷病手当金の支給を始めた日から当該療養の給付又は療養費の支給期間が経過した日の前日までの期間とする。

第六十四条の二第二項中「並びにその事務に要する費用」を削る。

第六十八條の二に見出しとして「掛金等の係給等からの差引」を加え、同条に第二項として次のように加える。

2 組合員の係給支給機関は、掛金以外の組合員が組合に対して支拂うべき金額があるときは、係給その他の給與支給の際組合員の係給その他の給與から当該金額に相当する金額を控除して、その金額を組合員に代りその所屬する組合に拂い込まなければならない。

第六十九條第一項中「拂い込むものとする。」を「拂い込むものとする。但し、当該組合が退職給付、廃疾給付及び遺族給付の支給に関する事務を連合会に委託している場合においては、第三号に掲げる費用のうち退職給付、廃疾給付及び遺族給付の支給に関する事務に要する費用は、國庫から直接連合会に交付することができる。」に改める。

第八十三條の二の次に次の二条を加える。

(在外公館に勤務する組合員についての特例)

第八十三條の三 在外公館に勤務する組合員に対するこの法律の適用については、政令で特例を定めることができる。

2 前項の政令は、この法律の目的に合致するものでなければならない。

(休職者についての特例)

第八十三條の四 一般職の職員の給與に関する法律(昭和二十五年法律第九十五號)第二十三條の規定により係給の全部又は一部の支給

四 手数料相当額等をもつてまかなわれるべき経費以外の経費で当該当せん金附証券の発売等に要したものの金額が、当該当せん金附証券についての第六条第二項第二号本文に規定する一定の経費の金額に満たないときは、当該一定の経費の金額からその要した経費の金額を控除した残額

第十八条第三号中「当せん金附証券の発売及び当せん金品の支払又は交付」を「当せん金附証券の発売等」に改める。

附則

- この法律は、公布の日から施行する。
- 改正後の当せん金附証券法の規定は、政府の発売する当せん金附証券については、昭和二十七年四月一日以後の日を発売日の初日とするものから、都道府県又は特定市の発売する当せん金附証券については、この法律施行の日から一月を経過する日以後の日を発売日の初日とするものから適用する。
- 昭和二十七年三月三十一日以前の日を発売日の初日とする政府の発売する当せん金附証券及びこの法律施行の日から一月を経過する日以前の日を発売日の初日とする都道府県又は特定市の発売する当せん金附証券については、なお従前の例による。
- この法律施行前した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○西村(直)政府委員 たいだいま議題と

第一類第六号

大蔵委員会議録第三十九号 昭和二十七年三月二十六日

なりました国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、国家公務員共済組合法につきまして、その運営の実情にかんがみまして、所要の改正を加えようとするものであり、内容の概略を申し上げますと、まず国家公務員共済組合の保健給付について、その支払いの適正化をはかりましたため、療養費の現金払い、組合が必要と認めた場合に限りまして、行方不明にいたしましたのであります。それとともに組合員の診療について、医療機関から不当な請求がなされますことを防ぎましたために、医療機関に対する報告徴収及び検査に関する規定を設けました。

次に保育手当金及び埋葬料の最低額につきまして、これにつきましては経済情勢に應じて、その金額をそれぞれ四百円及び六千円に増額することにしたいたしました。また傷病手当金につきましては、療養の給付期間の経過後におきましては、その支給を打ち切ることとしたいたしました。このほか組合員が組合に対して返還すべき金額は、供給その他の給與から差引くことができるようにいたしました。かつ多少の必要の規定整備をはかるようにいたしました次第でございます。

これが国家公務員共済組合法の一部改正法案でございます。

次に当せん金附証券法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、政府と地方公共団体が発売いたします宝くじについて、その発売に關する予算上の経理を簡明確にするとともに、あわせまし

て政府の発売いたします宝くじにつきましては、発売の目的を社会福祉の増進とすることに限定をいたし、その発売の限度を明定するなどの措置を講ずることを目的にいたしましたものでありまして、法案の内容は、第一点は発売主体の宝くじに關する予算上の経理の方法を変更したものでございます。すなわち従来宝くじに關する予算上の経理の方法は、売上金を歳入とし、当歳金その他の経費を歳出として、それ／＼予算に計上いたしておつたのでございますが、今回の改正案におきましては、事務の簡素化をはかりますとともに、予算上の経理を明らかにいたしますため、経理方法を変更いたしまして、純収入となるべき金額だけを歳入に計上する、純計予算によることにいたしましたのでございます。

第二は、政府の発売いたします宝くじにつきまして、発売の目的を限定したこととでございます。従来地方公共団体の発売いたします宝くじは、公共事業の費用の財源に充てるということになつておりました。対しまして、政府宝くじにつきましては、資金の使途に制限がなかつたのでございますが、発売の趣旨を一層明確にいたしますために、政府宝くじは社会福祉の増進のために要する費用の財源に充てる必要がある場合に限り発売し得る、こういうふうに限定をいたしましたのでございます。

第三番目は、政府の発売いたします宝くじについて、年度間の発売限度をきめましたこととでございます。従来政府は、国会が宝くじの発売に關する予算を議決いたしました後、その議決された金額の範囲内で発売をいた

して参つたのでありますが、先ほど申し上げました通り、予算に關する経理の方法が変更いたしますことに伴ひまして、今後は毎会計年度間の発売限度を法律をもつて規定をいたし、その発売限度の額は、現在の発売額を勘案いたしまして、三十五億圓というこ

とにいたしておるのでございます。

これらが本法律案につきましての提案の趣旨内容の概要でございます。同法案につきまして御審議の上、御賛成いただきますようお願いを申し上げます。

○農林委員長代理 次と同じく二十四日、本委員会に付託に相なりました議員提出法律案の信用金庫法の一部を改正する法律案を講議いたしました。まず提出者より提案趣旨の説明を求めます。佐久間徹君。

信用金庫法の一部を改正する法律案

信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第七條第一号及び第十條第一項但書中「百人」を「三百人」に改める。

第五十三條第一項中第五号を第六号とし、第六号を第七号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 会員のたにける有価証券の払込金の受入又はその元利金若しくは配当金の支払の取扱

二 信用金庫は、前項第二号に規定する貸付の外、同項第二号及び第三号に規定する業務の遂行を妨げない限度において、會員以外の者に対する資金の貸付又はこれらの者のためにする手形の割引を行うことができる。

同条に次の一項を加える。

四 信用金庫は、第一項第五号に規定する業務に關して、商法第七百七十五條第二項第十号、第七百七十八條及び第八百八十九條(同法第二百八十條の十四においてこれらの規定を準用する場合を含む)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第八十七條第二項第十号及び第八十九條第六号の規定の適用については、これらの規定にいう銀行とみなす。

第六十一條中(明治三十一年法律第十四号)を削る。

第九十一條第十四号中「第五十三條第二項」を「第五十三條第三項」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

○佐久間委員 たいだいま議題となりました信用金庫法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

でありまして、本年二月末現在においては、預金額七百七億円を突破し、貸出額また五百三十三億を越えるという目ざましい活動を示しているのではありませんが、真に中小企業者のための金融機関として、さらに一層その活動を促進し、中小企業金融の円滑化をはかるために、今回信用金庫法の一部を改正いたしました。会員たる資格を有する事業者の常時使用する従業員の数、百人より三百人に引上げますとともに、会員中株式会社の数が増加する傾向にある実情にかんがみまして、これらの者の便益をはかるために、新たに会員のためにする有価証券の払込金の受入れ等の業務を行得ることとし、また資金運用の効率化をはかり、経営の健全化に資するために、その本来の業務に反しない限度において、大蔵大臣の認可を条件といたしまして、会員以外の者に対する資金の貸付、または手形の割引を行得ることとしたのであります。

以上の趣旨によりまして本法律案を提案した次第であります。なおこの機会におきまして、改正案の内容について、さらに若干補足的な説明を加えておきたいと存じます。

まず今回の改正の第一点たる会員資格の拡大という点であります。事業者たる会員の資格といたしましては、現在常時使用する従業員の数が百人と限定されているのでありますが、御承知の通り見返り資金の中小企業貸付は、従業員三百人以下の中小企業者に対してなされることとなっております。また別途本国会に提案されている中小企業等協同組合法の一部改正案におきましても、事業者たる会員の資格を三百

人に拡大いたそうとしておるのであります。さらに資金難を訴える中小企業業者は、おおむね三百人以下のものに多い現状であります。このような事情にかんがみまして、信用金庫につきましても、その会員となり得る事業者の範囲を、三百人以下に拡大することに より、中小企業金融の解決に資することといたそうとするものであります。

次に改正の第二点たる、会員のためにする有価証券の払込金の受入れ等の業務を、新たに加えた点であります。御承知の通り株式会社制度の普及促進に伴いまして、信用金庫の株式会社たる法人会員数も、最近漸増の傾向にあるのであります。これらの株式会社が増資するやうな場合、あるいはまた今後会員たる個人が、新たに株式会社を設立しようとする場合におきまして、現行法のもとではそれら株式の払込金の受入れ等の業務の取扱いができません。この点について、きわめて不便を感じられ、数年来その取扱い方を要望しておつたところであります。よつてこの際その取扱いを認め、金融機関としての活動の万全を期せしめようとするものであります。

最後に改正の第三点として、大蔵大臣の認可を条件として、員外貸付を認めることとした点であります。信用金庫の相当数は現在市町村が金庫事務を取扱っており、これを取扱う金庫は今後さらに増加する傾向にありますが、金庫事務の取扱いには市町村当局への貸出しを行う場合が生ずること、当然予想されるところであります。のみならず信用金庫の資金量の増大に伴いまして、その余裕金が一時多

額に上ることもあり、その効率的運用をはかるためコール・ローン等に放出する必要があるもので、これらの理由によりまして、会員以外の者に対する貸出しの道を、ここに開いておこうとするものであります。なお員外貸出しの場合には、大蔵大臣の認可を要することとし、協同組織の本旨を離れて、会員以外の個人にまでむやみに貸出しを行うことがないようにいたしております。

何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○農林委員代理 次以前会に引続き開議定率法等の一部を改正する法律案、国有財産特別措置法案、租税特別措置法等の一部を改正する法律案、資産再評価法の一部を改正する法律案、通商手続法の一部を改正する法律案、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案の六案を一括議題として、質疑を続行いたします。質疑は通告により、これを許可いたします。三宅則義君。

○三宅(則)委員 私は昨日主税局長と国税庁長官のいらつしやる前で質問したかったのでありますが、後刻国税庁長官もおいでになると思いますが、その分はあとまわしにして、一応主税局長にお尋ねしたいと存じます。

まず幾つております方面で災害被害者に対する点であります。給與所得者の既納税額の還付等ということがございまして、これはやはり半年前、一月から六月ごろまではすでに納めておるわけでありまして、こういうような既往期間におきまして、すでに納めた額について、あとで災害の起つた場合

におきましては、五十万円以下である場合に、これをそのあとの分に対して返すというように書いてあるのをごぞいいます。これもやはりある程度まで早く、少くとも給與所得者に対しては、納めた税金は即返すという線を堅持せられたらと思ひますが、政府はどう考へておりますか、一応承りたい。

○平田政府委員 お話の通りでございます。そういふ趣旨で今回改正することにした次第であります。現行法によりまして一応徴収猶予をいたしておきまして、一年たちまして翌年になつてから清算して、返すべきは返すということになつておるのであります。それが、それではどうも実情に即さないといふので、一定金額以下の所得者の場合におきましては、状況をよく調べまして、ただちに返すやうな措置をいたしたいといふのが、今回の改正の趣旨でございます。この趣旨に従ひまして実行できると思つておる次第でございます。

○三宅(則)委員 多少つづ込んだ話になるわけでございます。あるいは大蔵大臣から承ることが適當かと思ひますが、しかし当局といたしまして、最も重要な地位におられます平田主税局長にお伺ひしたい。依りるところによりまして国税庁が廃止になつて、主税局長に吸収合併もしくはその管轄下に置くといふことが伝えられておりますが、主税局長といたしましてはむしろ税の公平を期し、訴訟等あるいは訴訟もしくは審査請求あるいは異議申請等を受ける段階におきましては、むしろ主税局長よりも外局、国税庁においてやつた方が便利であると思つております

が、主税局長は現今の状況といたしましては、依りるところと国税庁を廃止する必要があると思つておられますか。どう考へておられるか承りたい。

○平田政府委員 この問題は目下行政機構の改革の一環といたしまして検討中でありまして、大体内定に近くなつておるやうでございますが、まだ確定する段階に至つておりません。いずれまたそういう問題につきましては、御審議を願ふ機会があろうかと思ひますので、その際にお答えをいたしたいと思つた次第でございます。

○三宅(則)委員 もう少しく私はやつたお伺ひをいたしたいと思ひます。もちろんすでに研究も進められ、もしくは研究中のものもあるかと思ひますが、この問題はかなり前から、少くとも半年以前から世間に流布せられておるといふことになりまして、場合によりまして今までの国税庁は地方の国税局、東京ならば東京国税局にこれを移管いたしまして、あらゆる場面をさばく、それを統轄するのが主税局である、こういうふうにいわれておるわけでございます。ところが、もちろん一面から考へてみますと、経路もだん／＼と正常に復し、異議申請その他の関置もだんだん少くなつたといふ段階でございます。それから、そういうふうな地方の国税局長に大部分のことを委譲いたしまして、統轄する場合は主税局長、こういう線も出て来るわけでございますが、私どもはむしろこれは外局に置くといふことの方が、公平を期する意味においても、収入面を確保する上におきましても、必要であると思つておるやうな次第でございます。さらにもう一つつづ込んであなたの気持を、私見でも

略いたしますが、再評価税だけを課税
しまして、譲渡所得税は課税しない。
再評価税を課税する際にも、今度の改

正によりまして十万円控除をする、こ
ういうことにいたしておりますので、
大体お話しのような場合におきまして
は、実情に即するよう結果になり得
る場合が大部分ではないか。この命令
で指定するということの中に、今後い
ろいろな法令が出て来るかと思ひます
が、そういう法令も同種のものにこれ
に指定いたしまして、同様の扱いをす
るということにいたしたいと思ひので
ございます。そうなりますと、以前か
ら持つております場合におきまして
は、前の財産税評価額とそれから補償
金をもらいましたその額との差額が、
再評価額になりまして、それから十
万円を控除しまして残額に對しまし
て、六%だけ納めてもらえばいい。ま
あこいうわけでありまして、大体そ
の辺まで行きますと、私も実情に
即することになるのじやないか、かよ
うに考へてゐる次第でございます。

○深澤委員 その点は大体わかりまし
た。それからその次に、「資産を公益
事業を営む特定の法人に對して贈與又
は遺贈した場合」というのが、「こ
の「資産を公益事業を営む特定の法
人」という意味は、これはどういふ意
味になりますか。

○平田政府委員 これはたとえば美術
品あるいは土地、家屋等の現物を、公
益法人に對して寄付する。それは非常
に公共的な見地にありますが、望まし
い場合が多いのでありますが、國に對
して寄付する場合におきましては、こ
れは非課税にいたしておるのでござ
います。公益法人に對しては寄付す
る場合におきましても、譲渡所得税を
課税しない方がやはり実情に即するの
ではないか、こいう意味におきまし

てこの規定を設けた次第でございま
す。ただいかに財産保全的な意味で、
公益法人みないなものをつくつて、そ
こにそつくり持つて行つて、あとその
法人から利益をすつかり受けてしま
うことをしている、こいうものにはや
り認むべきでないという趣旨からい
まして、どういふ法人をさういふも
のとして認定するかということは、こ
れは大蔵大臣の権限といたしまして承
認事項にいたしております。さうい
ましてほんとうに公共性のある寄付
が行われました場合におきましては、
課税をしないようにしよう、こいう
趣旨でございます。

○深澤委員 私は具体的な例をもつて
ひとつお尋ねしたいのでありますが、
新潟県に福島郡という郡があるの
です。これは新潟県の北浦原郡の中浦村
ですが、ここに有名な大地主がありま
して、農地改革から福島郡周辺の干拓
地帯をのがれるために、アメリカのモ
ルモン協会というキリスト教に土地
を贈與したという形で、農地改革の方
からは手がつけられなかつたわけ
です。そのときに当然課税問題はあつ
た。そのときにどういふかという解
釈を、われ／＼は下したわけであり
ますが、今度の改正の場合、さういふ外国
の教会等も、この公益事業を営む特定
の法人という中に入るかどうか。それ
によつてその問題が明確になるの
であります。主税局長はどういふ考
えを持っておりますか。

○平田政府委員 今の關係は十七条で
ございまして、条文にいたしましては、
國もしくは地方公共団体——これは現
在も法律がございまして、新しくで
きますのは、新旧対照表の二十三ペー

ジの十七条の上の欄でございまして、
「國若しくは地方公共団体」こま
で現行法もございまして、それに追加し
ましたのが、「又は民法第三十四條の
規定により、設立された法人その他の
公益を目的とする事業を営む法人で命
令で定めるもの」ということになつて
おります。一応現在法人税法の第五
條に、一種の公益法人を広く列挙いた
してあります。こいうものは原則
的には一応入つて来る。しかしその
中でやはり趣旨からいまして、妥
当なものを大蔵大臣が指定しましてき
める、こいう考へ方であるのであり
ます。従いましてお話しのような例につ
きまして、具体的にどう措置するか
という問題は、いまだ少く実情を調べま
した上で、判定するようにいたしたい
と考へる次第でございます。

○深澤委員 私は原則的問題をちよ
つとお伺ひしておきたいのであります
が、アメリカとの關係において日本の
経済も非常に複雑になつて参ります
が、その場合、この法人と称する場合
においては、日本の法人であるとい
う見解に立つべきであります。さうで
なしに外国のさういふ法人が日本に存
在する場合も適用するかどうかとい
う、この原則的な問題について、主税
局長にまずお伺ひしておきたいと思
ひます。

○平田政府委員 これは御承知の通
り、宗教の場合には、宗教法人法の
本にありますが、宗教法人法の適
用を受けることにはなるものと思ひま
す。それに該當する限りにおきまして
は、概念的には入り得る。つまり日本
の法律に基く宗教法人、さういふもの

でございすれば、この規定の中には
入り得る。また具体的にさういふもの
を資格あるものと認めるかどうかとい
う問題は、これは今申し上げましたよ
うに実情を調べました上で決定いたし
たいこいう考へでございます。

○深澤委員 それは実情を調べてとい
うことになるのでありますが、これは
宗教法人の教会等は、実に明確な存在
でございます。これを現在の条文から
いつて、実情を調べなければ、この適
用をするかしないかということがわか
らないこいうことになしに、法律的に
こいう点は明確にして置くべき性質
のものであると考へるのですが、現在
の法律の観点から、宗教法人としての
キリスト教会といふようなものは、ど
ういふ処置をされるのか。その点は一
応私は明確にしてさしつかえない状態
ではないかと思ひますが……

○平田政府委員 その点は先ほど申し
上げましたように、法人税法の第五條
の一項に掲げてありますが、民法第三
十四條の規定により設立された法人、
それから社会福祉法人——これは社会
福祉法によりましてできております
特別の公益法人でございます。それか
ら宗教法人、それから学校法人、こ
ういふものは法律の建前としましては当
然入つて来る。ただ先ほど申し上げま
したように、贈與者、寄付者があつた
法人から特別な利益を得る。それで公
益法人たる性質を有すると同時に、何
と申しますか、寄付者に対して特
別の利益を與えるような場合、こ
ういふ場合はやはり具体的に指定の際に除
外するこいうような措置を講じて行
つたらどうか、こいうふうに考へてお
る次第でございます。

○深澤委員 新潟県福島郡のモルモン
教会の問題は、あとでひとつ御研究を
願ひたいと思ひつてあります。

そこで工業所有権の問題であります
が、この工業所有権といふものは、
日本の所有者と外国の所有者と区別な
く、こいう優遇措置を講ずるこ
うになりませんか。それとも区別があ
るのであります。なおこれは行政協
定等に関連する意味を持たせて、今度
の改正がなされてゐるのか。その点
をひとつお聞かせしたいと思います。

○平田政府委員 お尋ねの趣旨が少し
わかりかねるのでございますが、工業
所有権その他技術に関する権利または
特別の技術による生産方式、及びこれ
に準ずるもの、こいうものを外国に
居住する者から使用権を取得しまして
それに対して対価を払ふ場合の課税の
問題が、今回の特例の問題でございま
す。従いまして使用料を払ふ方は、大
部分日本人の場合が多いのじやないか
と考へておる次第でございます。

○深澤委員 外国の工業使用権とい
うものが、非常にたくさん日本に入つて
いるのであります。その使用料に對し
て日本人がもちろんだくさんの使用料
を今払つておられますが、それをつま
り源泉徴収する場合において、従来の二
〇%から一〇%にする、こいう目的
で今度の改正がなされたこ
うなものでござい
ます。

○平田政府委員 大体さういふこと
でございまして、今お話の從來の
ございまして、新たに二〇%を課税する措
置をとつたのでございまして、從來は課税
してゐなかつたのでございまして、同
時に、しかし日本経済の再建に望まし

もつばら運用をはかつて行くべきものだといふふうに考えております。そが一点であります。

もう一点は、それとは別に、しからば結果において自然増収が出て来た場合、それを今度はこの次の年度等におきましてどういうふうに使うか、こういう問題だと思いますが、これは御承知の通り、国庫剰余金の半額は、財政法によりまして、過去の債務の償還等に充てなければならぬことになつております。あとの半額をどうするかは財政政策によつてきまるわけでございまして、これはその後増加する必要な費用に充てる場合もございまいし、それから減税に充て得る場合もございまいし、そういう問題につきましては、やはりそのとき々の情勢に応じて、妥当な政策を立ててきめて行くことに相なる次第でございまして、今すぐそれを減税に充てるとか、あるいはどういう歳出の増加に充てるとか、そういうことにつきましては、ちよつとまだ申し上げる段階に來ていないということを、御了承願いたいと思ふ次第でございします。

○奥村委員長代理 明日は午前十時から開会することとし、本日はこれをもつて散会いたします。

午後零時三分散会